

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 8 8 号	職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	<p>【改正趣旨】 年次休暇等の各種休暇について、年単位で付与していたものを年度単位での付与へ変更するにあたり、関係条例について所要の整備を行うもの。</p> <p>【改正内容】 年次休暇及び組合休暇について、年単位付与から年度単位付与に変更する。</p> <p>※ 上記改正に伴い、以下の取扱いを定める。</p> <p>(1) 年次休暇について、令和 3 年 1 月 1 日における付与日数は 7 日とし、短時間勤務職員については週当たりの勤務時間に比例した日数とする。この日数については令和 4 年 1 2 月 3 1 日まで繰り越しできるものとする。</p> <p>(2) 平成 3 1 年 1 月に付与された年次休暇は令和 3 年 3 月 3 1 日まで、令和 2 年 1 月に付与された年次休暇は令和 4 年 3 月 3 1 日まで繰り越しできるものとする。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行する。ただし、年度付与へ変更する規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>